冬将軍にそなえて

昭和46年12月11日から昭和47年1月10日までの30日間実施されます。

◎冬の交通事故防止

冬期における交通事故は路面凍結による道路条件の変化、年末の繁忙、とくに年末年始において飲酒の機会の多いところから、スリップ、過労、飲酒等による事故が多くなります。これ等の交通事故を防止するため、広く地域、職域に交通安全活動を取り入れ、一人一人が正しい交通ルールを身につけることにより事故の根絶をはかり、年末と楽しい正月を過ごしましょう。

一、歩行者の注意

イ　道路が凍ると車は急に止まれません。左右の安全確認をして下さい。

ロ　止まっている車のかげや小路から急に飛び出さないで下さい。

ハ　雪の日に下を向いて歩くと危険です。

ニ　ちいさな子供は一人あるきはさせないで下さい。

二、運転者の注意

イ　冬期間は特にスリップ注意

ロ　チェーンは必ず用意する。

ハ　年末年始の飲酒運転は絶対にしない。

ニ　無理な追越しは危険です。

ホ　一時停止の標識の場所はかならず止まる。

ヘ　道路がすべりやすいので車間距離を十分にとる。

ト　ライトの光は目をくらまし事故のもと、減光に注意。

三、年末年始の交通事故防止運動

◎楽しい正月をむかえましょう

歳末のあわただしさから、家にも外にも注意がゆき届きにくい季節です。

この春以来盗難の発生が順次増加していますが、ちょっとした注意で被害を防ぐ事が出来ます。

一、忍込み

夜寝静まった住宅、商店等を対象にした犯罪が多い。特に商店では売上金に注意して下さい。

二、あき巣盗難

増加傾向の主は新興住宅地ですが一般家庭も注意して下さい。

三、車盗難

深夜の路上駐車がねらわれやすい。窓やドアのカギのかけわすれ、お仕事が終ったら夜間、車を車庫に納め路上駐車はさけて下さい。

◎一一〇番に通報

犯罪者は車を使用し、犯行後いち早く逃走する傾向です。こうした悪質犯を断ちきるには被害の早期届出です。被害を一一〇番に通報することにより早期検挙に協力して下さい。

犯人が車を使用したなら、使用車のナンバーを見て通報して下さい。

◎少年の非行化防止

年末の忙しさにとりまぎれ子供の行動に目が届きません。

お正月気分になり解放感から気がゆるみ、つい悪の道にふみ込む例があります。家庭の暖かい、きめのこまかい心づかいに注意し、少年の非行化を防ぎましょう。

◎火災予防と防火対策

寒さの訪れと共に各家庭では暖房器具が多く利用されます。これらの器具には、石油を始め、危険物燃料が使われるため、取扱いの不注意から火災の発生が増加し、加えて降雪のため出入口が制限されることが重なって人身事故が発生する傾向があります。

これらの災害を未然に防止するため、次のことに充分注意しましょう。

一、暖房器具は、説明書を良く読んでから使用しましょう。ことに燃焼中の移動や給油は絶対にしないようにしましょう。

二、暖房器具のそばに物を乱雑に置いたり子供を遊ばせないようにしましょう。

三、雪のため出入口が制限されますが、万一に備えて最低二ケ所はあけておきましょう。

四、万一のため、消火器や消火用水を準備しましょう。

五、以上のことについては、家族会議等でみんなで話し合い、知っておくことが必要です。

◎雪から生命と家を守るために

雪による災害は多くありますが村内に発生する恐れのあるものに雪圧による家屋の倒壊や屋根ナダレによる人身事故があります。

雪は、降ったばかりのとき（新雪）と時間が経過した古い積雪の状態では重さが異なりますが、平均密度を〇、二位と見ることができます。

従ってこれで計算しますと積雪量が三十センチのときにはその重量は三十キログラムですが、三倍の一メートルのときには重量は七倍の二百キログラムとなります。

（屋根面積一平方米当り）

普通の家屋では、平均耐圧で五百キログラムと言われておりますので、積雪一～一、五メートルの範囲内で早目に雪おろしをしましょう。

又、屋根ナダレによる人身事故を防止するため、屋根にはナダレ止めをつけましょう。

水道管に防寒をしましょう

新潟気象台では、今年の冬は例年より寒さが厳しいと予測しております。

寒波のために、水道管の凍結や破裂をしますと、村内に一時に多数発生しますので、係ではなかなか手が廻らず、消費者の皆様は大変お困りになったことがあると思います。

それで、そんなことにならないよう次の点に充分御注意下さい。

一、防寒措置の不完全な水道管は気温が零下四度位になると凍って破裂します。

それで

①屋外にある水道管

②北向きの寒いところ

③風当りの強いところ

④管がハダカになっているところ

の箇所の水道管には特に防寒措置をして下さい。

二、防寒措置には保護専用のスチールフォームカバーが市販されております。取り付けは誰ももできますから御利用をおすすめいたします。

又水道係に御申込あれば取付いたします。

◎道路の除雪対策

方針　本年十二月以降から来春にかけての降雪は昭和三十八年の豪雪時の気象条件に類似していると気象庁は発表しているので、長期予報に対処し降雪状況を判断し除雪にあたる。（概ね二五cm以上）

保育所マイクロバス運行に支障のないよう等考慮し次の順序で除雪にあたる。

㈠第一次路線

県道全線＝（但し茨曽根～燕及び今井線を除く）

村道＝東部用水路沿え全線、萱場橋から月潟駅前迄、埋立小路、トミヤマ脇道路、農協脇道路、登石善八脇道路、中学校道路、

村道以外＝役場小路、役場前駐車場、保育所道路、落田八五郎脇道路、小中学校及び老人福の家昇降口、

㈡第二次路線

県道＝茨曽根～燕線

村道＝釣寄～釣寄新部落内道路

釣寄新～木滑西部用水路大排迄及び縦線道路、野内庄松～高木市助迄、ダオ小路、光伝寺脇道路、大別当橋元屋脇～小武内吉太郎裏迄、

㈢第三次路線

県道＝今井線

村道＝保育所～西萱場部落内道路、上曲通部落内道路、下曲通部落内道路、今井線～釣寄新迄西部用水沿道路、木滑～上曲通道路、針ケ曽根こう路、釣寄曽山清幹脇～長沼清松脇迄、

村道以外＝月潟宮小路、寺小路、火葬場小路、西萱場神社前より東部用水迄、田辺金二前より東部用水迄、野沢庄一脇道路、原三代吉裏迄の道路、田辺正一脇道路、

◎防火用水確保対策

㈠東部用水路は防火用水確保のため常時必要量の通水を行う。但し雪拾は厳禁です。

㈡防雪をすると道路の両側に雪の壁が出来ますので要所要所に取水口を東部用水路、五ケ江用水路、西部用水路に設けて頂きます。

㈢消火栓設置ケ所は常時取水可能の状態にしておく。設置ケ所は二、五米の高さの赤旗で表示する。

◎交通運行及び安全対策

㈠駐車禁止区域

十二月二十五日～二月末日迄の期間、県道月潟～五泉線、月潟～西川線のうち電話局前迄、停車場線～村道萱場橋迄、村道東部用水路線は、月潟橋～農協裏迄の間。

㈡駐車場は旧月潟小跡に設ける。

㈢車の交叉待避ケ所は除雪の際所々に設ける。

㈣除雪路線道路上に夜間及び昼間の長期駐車は禁止します。

◎その他の対策

㈠除雪路線へ物品の常時放置が見うけられますので撤去して頂きます。

㈡除雪路線上へ立木の枝等が出ている箇所は伐採して頂きます。

㈢除雪路線上へガス管が張ってある場合三、五米以上の高さにして頂きます。

◎除雪の苦情等の措置

㈠除雪に対する苦情及び要望は必ず総代を通じて係へ連絡下さい。

㈡除雪の際施設又は器具等を破損した場合は総代を通じて係へ申出下さい。

◎大字月潟西萱場（新町）の防雪対策

㈠屋根からおろした雪は、月潟、西萱場総代指揮のもと、商工会と連繋し車輌運行に支障がある場合排除する。

㈡道路除雪に支障がある場合は村長が総代及び商工会を通じて排除を指示します。

㈢雪拾場所は、月潟～西川線（新道）の中間用水路、大排水路地点に設けます。

㈣除雪車を運行する場合、ガラス戸を破損しやすい箇所がありますので破損防止の措置を総代を通じて連絡します。

◎ごみ、し尿について

豪雪になると主要道路以外は、除雪が困難になり、車の運行も思うようにいかなくなり、皆様に御迷惑をおかけすることも多くあると存じますが何分の御協力をお願いします。

①降雪前に便所の汲取をしておいて下さい。

②ごみは水切りをよくし、袋づめにして収集し易いよう御協力下さい。

③年末、正月のごみ収集は12月31日から1月3日までと1月15日は休ませて頂きます。

民生委員決まる

☆☆☆